

広報

しまかわ

Public Relations Shimokawa

5

2024
令和6年

No.755

- 2 時代・町民ニーズに合った情報発信へ
- 4 お元気ですか保健師です
- 6 故 梅坪龍雄さん 高齢者叙勲（旭日双光章 地方自治功労）受章・下川町感謝状贈呈 ほか
- 7 下川町の新規採用職員ご紹介
- 8 共育にゆーす
- 9 活用しませんか？
町民主体によるSDGs 課題解決推進事業
- 10 令和6年度狂犬病予防注射について
- 11 介護保険料の改正について
- 12 後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険料率の見直しについて～
- 13 「知恵の環」みなさんのご意見・ご要望等
お寄せください！
- 14 まちの話題 ほか
- 16 消防署より
- 17 暮らしのお知らせ
- 19 図書室だより ほか



4月5日 下川中学校入学式 より

行政情報告知端末の運用終了について

これまで行政情報配信ツールの一つとして使用してきた「行政情報告知端末」が、利用開始から15年経過し機器の保守限界を超え、5年程前更新時期となっていたこと、また費用も大変高額になることから、**令和6年度末をもって運用を終了**することにいたしましたので、お知らせします。

なお、行政情報告知端末の運用を終了することにより、町からの情報を受けることが出来なくなる恐れのある世帯への支援を行う予定です。今後、関連する情報について、連載でお知らせします。

情報収集実態アンケート結果について

先月号に引き続き、昨年9月に実施した「情報収集実態アンケート」結果をお知らせします。

行政情報告知端末が利用できなくなった場合の代替手段

行政情報告知端末が利用できなくなった場合、代替手段として、各個人や世帯で所有している情報通信機器を利用すると回答が約7割、利用できなくても問題ないとの回答が13%で行政情報告知端末の更新を望む声は全体の5%でした。

アンケート結果詳細はこちら



区分	回答率	子育て世帯	一般世帯	高齢世帯
情報通信機器	69.3	89.4	77.5	50.6
テレビデータ放送	18.1	2.4	14.3	29.0
利用できなくても問題ない	13.0	9.4	10.6	17.6
更新要望等	5.0	7.1	4.0	5.9

今後の町からの情報発信について

アンケート調査の結果、各個人や世帯において「スマートフォン」や「テレビ」を所有している人が多く、**行政情報告知端末に代わる代替手段としても有効**であることがわかりました。

今後、町からの情報発信手段は、時代・町民ニーズを踏まえたデジタル情報発信ツールを活用するとともに、従来の情報発信方法も引き続き併用し、情報の連動性を高めるなど、きめ細やかな情報発信を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



行政情報告知端末の運用終了（令和6年度末）

- ・機器の保守限界（設置から約15年経過）
- ・更新費用が高額
（全世帯更新した場合、**5億7,800万円（概算）の更新費用が必要**）

時代・町民ニーズにあったデジタル情報発信ツールの活用

- ・行政情報告知端末（終了）
⇒・スマートフォン
⇒・テレビデータ放送

従来の情報発信方法も引き続き併用

- ・町ホームページ
- ・広報紙
- ・公区回覧
- ・行政情報コーナー

デジタル情報や紙媒体の情報の連動性を高めるなど
きめ細やかな情報発信を推進

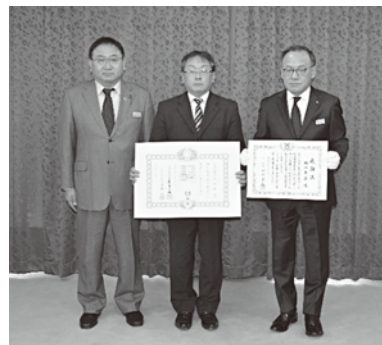
故 梅坪龍雄さん 高齢者叙勲(旭日双光章 地方自治功労)受章・下川町感謝状贈呈

元町議会議員 故 梅坪龍雄さんが、地方自治の伸展と地域振興に寄与したことが認められ、栄えある旭日双光章（地方自治功労）を受章されました。

4月4日に役場庁舎にて伝達式と下川町感謝状の贈呈式を併せて行い、ご親族である梅坪亮二さん（二男）の出席と、我孫子議長同席のもと、田村町長から勲記を読み上げ、勲章とともに伝達と、感謝状を贈呈しました。

梅坪龍雄さんは、昭和50年5月、町議会議員に初当選以来、28年の永きにわたり議員を務め、議員活動を通して町政の発展に貢献されました。

二男の梅坪亮二さんからは「亡父の龍雄に代わり、私が代理で受領させていただきました。生前中、皆様には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。本人は、今回の受章を喜んでいることと思います。」と話されました。



▲中央 梅坪亮二さん（二男）

藤原基喜さん 北海道産業貢献賞(農業関係功労者)知事表彰受賞・下川町感謝状贈呈

町内在住の藤原基喜さんが、永年にわたり農業委員の公職にあって基幹産業である農業の発展振興に注力され、多大な貢献をされたことが認められ、栄えある北海道産業貢献賞（農業関係功労者）知事表彰を受賞しました。

2月27日に役場庁舎にて、ご本人の出席と、田村町長、市田副町長、我孫子議長、及川農業委員会会長の同席のもと、北海道上川総合振興局の植村一郎産業振興部長による知事表彰の伝達式を行いました。

このことを受け、田村町長は、4月9日に、藤原さんのもとを訪れ、その事績と栄誉をたたえ、下川町感謝状を贈呈いたしました。藤原基喜さんは、永年にわたり農業委員を務め、その間、会長や会長職務代理を歴任され、農地利用の適正化と農業生産の安定向上に尽力され、下川町農業の振興に貢献されました。

藤原基喜さんは「下川町農業委員会の33年間は長いようで短く感じました。ありがとうございました。これからの下川町農業を見守っていききたいと思います。」と話されました。



▲前列左から2番目 藤原基喜さん

下川町の

新規採用職員ご紹介



保健福祉課

参事 **寺西 健二**

てらにし けんじ

町民の皆様がより良い暮らしをおくれますよう、職務に励んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。



税務住民課

主査 **大野 尚美**

おおの なおみ

5年ぶりに帰ってきました。下川町で生活する人、下川町を想う人をイメージしつつ、皆さんの毎日がより良いものとなるよう、自分自身も楽しみながら考え、進めていきたいと思ひます。よろしくお願いしします。



総務企画課

主幹 **蓑島 豪**

みのしま たけし

2度目の下川町への奉職となりますが、新たに得た知識・経験も活かし、下川町が目指す「持続可能な地域社会の実現」に取り組めます。



町立下川病院

主査看護師 **土田 桂子**

つちだ けいこ

下川町の環境を守ってくださる町民の皆様の健康を第一に考え、尽力したいと思ひております。どうぞよろしくお願い致します。



下川消防署

消防士 **横澤 隼**

よこざわ はやと

消防職員として下川町民が安心して暮らせる環境を守れるよう精一杯努力して参りますのでよろしくお願いしします。

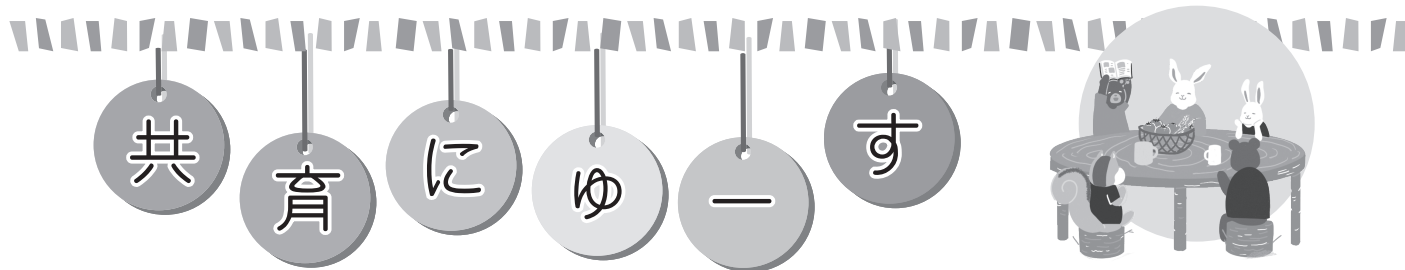


教育委員会

主事 **馬淵 源**

まぶち みなと

秋田県出身で3月までジャンプ競技をやっており、高校時代は下川商業にお世話になりました。今年度からまた下川町民になれたこと、ここで仕事をさせてもらえる事が本当に嬉しく思ひます。どうぞよろしくお願い致します。



■お問い合わせ 教育委員会
☎4-2511内線517 ☆4-251111

着任教員のご紹介

4月から下川小学校・中学校に着任した教員、職員です。地域の皆さんと連携を深め、下川の子どもたちのよりよい教育環境をつくっていきます。よろしくお願いします。



〈下川小学校〉

左上から
教諭 板倉 栄作、教諭 鈴木 豊、校長 高舘 正司、
教諭 最上 光輝、教諭 渡辺 大

左下から
教諭 平井 知佳、栄養教諭 神谷 滯子、教頭 林 早苗



〈下川中学校〉

左から
教諭 青山 健治、校長 越湖 憲治、教諭 鈴木 瑠夏

【公民館講座】

ファシリテーション講座～基礎編～

ファシリテーションとは、安心して発言し、力を発揮しあうための話し合いのスキルや心構えです。地域活動や職場、家庭などで、話し合いや会議など上手くいかないなあという場面はありませんか？「ホワイトボード・ミーティング®」の手法を学び、よりよい話し合いのためのスキルを身につけましょう。

5/20

(月)

18:30～20:00

日時：5月20日（月）18:30～20:00

場所：下川町公民館 3F研修室

人数：30名

講師：株式会社ひとまち

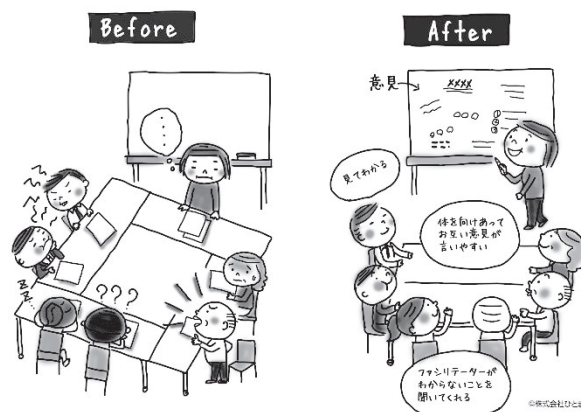
代表 ちょんせいこさん

※10月21日 実践編を開催予定です

問い合わせ

下川町教育委員会 TEL 4-2511

QRコードか
お電話にて
申込下さい



活用しませんか?

町民主体によるSDGs課題解決推進事業

① どんな制度なの?

「町民主体によるSDGs課題解決推進事業」は、町民のみなさんが企画・実施する「2030年における下川町のありたい姿」の実現や町内へのSDGs普及啓発の促進に向けたまちづくり活動を支援する制度です。

「2030年における下川町のありたい姿」



② どんな活動に使えるの?

2030年における下川町のありたい姿の実現に寄与することや町内へのSDGsの普及啓発が期待され、地域活力の向上や町民の公益的活動の活発化につながるものとして行う事業であり、次の活動を対象とします。

- (1) イベント開催 (2) 広報普及
- (3) 人材育成 (4) 調査研究
- (5) 地域自治活動

(町民3名以上または事業者2者以上のグループによる活動が対象)

③ 補助内容

(1) 助成期間

助成期間は、原則として継続する3年度以内とし、単年度ごとに助成を決定します。

(2) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費とします。ただし、次に該当する経費については、原則、対象外とします。

①食糧費、②人件費、③備品購入費、④修繕費、⑤工事請負費

(3) 助成金の額

100万円以内とします。助成金の算出において、特定の収入があった場合は、助成金との合算額が助成対象経費を上回るときは、その上回る額を助成金から減額します。

《お問い合わせ》

総務企画課

☎ 4-2511 内線 234

FAX 4-2517

- ・ 制度の内容・詳細に関するご質問
- ・ 申請内容等の事前のご相談
- ・ 計画書に関するご相談

など、お気軽にご相談ください。



※制度の詳細、各種様式については、こちらから



令和 6 年度狂犬病予防注射について

下記の日程で実施しますので、受けられる人は会場へお越しください。（郵送されたハガキをご持参ください）

往診の申込は、獣医師へ事前連絡のため、5月20日（月）までにご連絡ください（往診料300円）。往診は各当日の日程終了後になります。

【注射日程表】

5月26日（日）	午前 9時00分～午前11時00分	幸 町：役場裏側車庫前
5月27日（月）	午前 9時15分～午前 9時30分	上名寄：農村活性化センター おうる（体育館前）
	午前 9時40分～午前 9時55分	西 町：高橋艶子さん宅横
	午前10時00分～午前10時15分	旭 町：黒川建設さん前
	午前10時20分～午前10時35分	錦 町：旧中央遊園地前
	午前10時40分～午前10時50分	共栄町：にぎわいの広場
5月28日（火）	午前 9時15分～午前 9時25分	三の橋：21世紀の森入口 看板設置場
	午前 9時30分～午前 9時40分	一の橋：旧幸成会館前
	午前10時00分～午前10時15分	班 溪：南部会館前

○料 金：3, 240円（注射 2, 690円+注射済票交付 550円）

新規登録（生涯に1回）3, 000円

出来る限りおつりのないよう料金をご持参ください。

○会場では、犬のフンなどの処理、噛みつきなどの事故防止の対応、また感染防止のマスク着用は、各自で対応・判断をお願いします。

○風邪の症状がある場合は、ご来場を控えてくださいますようお願いいたします。

○愛犬が亡くなられている場合は税務住民課へご連絡ください。

○動物病院で接種済みの場合は、税務住民課にて済票交付いたします。

■お問い合わせ先
税務住民課住民生活係
☎ 4-2511 内線 112



介護保険料の改正について

介護保険制度では、3年毎に介護サービス費用の見込額等を見直し、65歳以上の人が負担する介護保険料を決めることになっています。

介護保険料は介護が必要になったときに安心してサービスを利用するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

○令和6年度からの改正点について

令和6年度介護保険制度改正により国の基準が9段階から13段階に改められたことに伴い、第9段階を細分化して13段階へ変更し、高所得者の乗率を引き上げています。また、第1段階は乗率を0.3から0.285に、第2段階は0.5から0.485、第3段階は0.7から0.685にそれぞれ引き下げています。

○令和6年度から令和8年度までの保険料基準額は、令和5年度と同額の年額72,000円（月額6,000円）で変更はありません。

なお、令和6年度の保険料は8月中旬頃お知らせします。

■お問い合わせ

保健福祉課 介護保険係 ☎4-3356
税務住民課 税務係 ☎4-2511内線115

【介護保険料】太字部分が改正になります。

所得段階	区分内容	乗率	介護保険料 年額（円）
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員非課税・本人 年金収入等80万円以下	基準額×0.285	20,500
第2段階	世帯全員非課税、本人年金収入等80万円超 120万円以下	基準額×0.485	34,900
第3段階	世帯全員非課税、本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	49,300
第4段階	本人非課税、本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	64,800
第5段階	本人非課税、本人年金収入等80万円超	基準額	72,000
第6段階	本人町民税課税、合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	86,400
第7段階	本人町民税課税、合計所得金額120万円以上 210万円未満	基準額×1.3	93,600
第8段階	本人町民税課税、合計所得金額210万円以上 320万円未満	基準額×1.5	108,000
第9段階	本人町民税課税、合計所得金額320万円以上 420万円未満	基準額×1.7	122,400
第10段階	本人町民税課税、合計所得金額420万円以上 520万円未満	基準額×1.9	136,800
第11段階	本人町民税課税、合計所得金額520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	151,200
第12段階	本人町民税課税、合計所得金額620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	165,600
第13段階	本人町民税課税、合計所得金額720万円以上	基準額×2.4	172,800

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

令和4・5年度
(年間)
51,892円



令和6・7年度
(年間) **52,953円** (1,061円増)

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和4・5年度
(年間)
10.98%



令和6・7年度
(年間) **11.79%※** (0.81ポイント増)

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和4・5年度
(年間)
66万円



令和6・7年度
(年間) **80万円※** (14万円増)

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円＋(29万円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円＋(53万5千円×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円＋(29万5千円 ×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減
43万円＋(54万5千円 ×世帯の被保険者数) ＋10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減

■ 保険料の計算方法（令和6年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	＋	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得－最大43万円) ×11.79%	＝	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度の保険料額は、8月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
保健福祉課 医療保健係 ☎4-2511



みなさんのご意見・ご要望等お寄せください!

町では町民のみなさんのご意見をまちづくりに活かすため、「知恵の環」を実施しています。

知恵の環では、みなさんが日頃より抱えている身近な疑問やご意見、ご提案を随時受け付けております。

提出用紙は行政情報コーナー（役場 1 階、ハピネス、公民館）に設置しておりますので、必要事項をご記入し、ポストに入れてください。

知恵の環を寄せられる場合

■知恵の環には、ご意見等の内容のほか、住所、氏名などのご連絡先を必ずご記入ください。

お名前や連絡先が未記入の投稿につきましては、ご回答できない場合がございますのでご了承ください。

■ファックスでの送信も受け付けております。

■用紙のほか、ホームページ内にあるインターネット版もご利用いただけます。

[https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/
section/2020/03/chienowa.html](https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/section/2020/03/chienowa.html)



寄せられたご意見については、ご本人に直接回答するほか、承諾いただいた場合は、ご意見とその対応（回答）を広報紙へ掲載する場合がございます。

■お問い合わせ
総務企画課 企画調整係
☎ 4-2511 内線 223
☆ 4-251102



▲認定こども園「こどものもり」
4月9日



▲下川商業高校 4月8日



▲下川小学校 4月5日



▲下川中学校 4月5日

個人情報の取り扱いについて

総務企画課では、広報紙作成や資料収集などのために、取材・写真撮影などにより個人を特定できる情報の提供をお願いすることがあります。

また、名札を付けた職員が取材・撮影したものは、つぎの利用目的の範囲で使用します。右記の方針を改訂する場合は、広報紙やホームページでお知らせします。

なお、個人情報の保護に関する法律等に基づき、いただいた個人情報の管理に細心の注意をしています。

ご不明な点などがありましたら、お尋ねください。

個人情報利用目的

- 町の刊行物
(広報紙、知ってなっとくことしの仕事、パンフレット、ホームページなど)
- その他の目的
(報道提供、出版物、ポスターなど)

■お問い合わせ
総務企画課
☎ 4-2511 内線 223
☆ 4-2511 02



林野火災を防ぎましょう!



119 消防署より

■お問い合わせ
下川消防署 ☎・☆4-2119

春は、例年降雨量が少なく空気が乾燥し、風が強くなるため火災が多く発生しやすい季節となっております。

令和5年中においては、大規模な林野火災は3月に福島県で113haを焼損した火災、5月に長野県で166haを焼損した火災が発生しています。

近年発生した林野火災のうち原因が明らかなものの上位は、1位「たき火」2位「火入れ」3位「放火（疑い含む）」4位「タバコ」となっております。また、人為的な火の不始末や不注意によるものが多いのが特徴で、小さな火でも乾燥と強風におおられ、付近の住宅や森林へと延焼拡大し、大災害につながる恐れがありますので、屋外での火の取り扱いには十分注意してください。

煙を発生させるときは消防署に連絡を!

キャンプファイヤーや田畑への火入れで煙を発生させる時は、消防署に連絡をしてください。強風時や火災気象警報の発令時は、火災になり易いため中止をお願いする場合があります。

なお、屋外での火気使用は様々な法令で制限があります。役場や土地の管理者等にもご確認ください。

屋外での火気使用時の注意点!!

- ① 枯れ草等のある場所では、火の使用をしないでください。
- ② 水バケツや消火器を準備してください。
- ③ 一度に多量の火入れはしないでください。
- ④ 完全に火が消えるまで監視を続け、後始末をしっかりとってください。
- ⑤ 火から離れるときは、必ず消火してください。
- ⑥ 万が一、周囲に燃え広がった場合は、慌てず、すぐに119番通報してください。



令和6年の状況（3月末現在）
火災件数 0件
救急出動件数 42件

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

アライグマについて

近年、北海道で増え続けているアライグマは、農作物から野鳥の卵まで食べつくしてしまう厄介者で、防除が必要な「特定外来生物」に指定されています。近隣市町村でも年々捕獲頭数が増え農作物被害も拡大しており、農作物や地域の自然を未然に防ぐ取り組みが必要になっていきます。アライグマは一見可愛らしい動物ですが、本来野生動物であるため凶暴です。また、狂犬病やアライグマ回虫などの感染症をもっている恐れがありますので、発見した場合、はむやみに近づいたり、餌を与えたりしないようにしてください。



■アライグマ対策講習会について

講習会では、アライグマの生態や箱ワナの設置方法等について説明し、講習会受講者は捕獲従事者として箱ワナの設置をすることができるようになります。講習会は随時役場内で開催いたしますので、お問い合わせください。

■お問い合わせ

産業振興課 林業振興係

☎ 4-2511

内線 243

☆ 4-251112

お知らせ

令和6年度調理師試験の実施について

■受験願書受付期間

5月7日（火）
～ 5月17日（金）

■受験願書の提出先

北海道名寄保健所

※受験願書など提出書類は名寄保健所にあります。

■受験資格

学校教育法（昭和22年法律26号）第57条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業に掲げる営業において令和6年5月17日までに2年以上の調理の業務に従事した者

■受験手数料

6,900円
（北海道収入証紙）

■試験日時

8月22日（木）
午後1時30分
～ 午後4時まで

■試験地 旭川市

■お問い合わせ

北海道名寄保健所

企画総務課 企画係

☎ 01654-33121



お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

5月14日（火）
6月11日（火）

① 午前10時

～ 午前10時50分

② 午前11時

～ 午前11時50分
の2回

■開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時まで
に電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料 無料

■申込先・実施主体

自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

お知らせ

6月1日は

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日に定めた「人権擁護委員の日」を中心に皆さんとともに、一層の人権尊重意識の啓発に努めることを申し合わせ、全国一斉特設人権心配ごと相談を実施します。

特設人権心配ごと相談所を開設します

■日時

6月3日(月)
10時から15時まで

■場所

総合福祉センター
ハピネス

人権問題、家庭問題、「いじめ」問題、ハラスメント、近隣関係のいざこざ等の身近な問題など、お気軽にご相談くだ

さい。相談料は無料で、秘密は堅く守られます。

町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の皆さんです。

○品地 和彦

☎ 4-2-111

○山崎 春日

☎ 4-2-447

○松野尾 道雄

☎ 4-4-312

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられます。難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係
☎ 4-2-511

内線 122

☆ 4-2-51104

名寄人権擁護委員協議会
(旭川地方法務局名寄支局内)

☎ 01654-2-2349



3歳になる「まちのたから」をご紹介します!

運転免許証更新時講習
(5月7日から6月6日まで)

駅前交流プラザよろーな

- 違反運転者講習(2時間)
5月23日(木)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)
5月16日(木)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)
5月9日(木)午後2時
5月16日(木)午後5時30分
6月6日(木)午後2時
- 優良運転者講習(30分)
5月9日(木)午後1時
5月23日(木)午後6時
6月6日(木)午後1時

下川交通防犯センター

- 優良運転者講習(30分)
5月7日(火)午後1時

おたんじょうびおめでとう

まちのたから



さとう あかり

南 町 佐藤 朱莉 ちゃん
(令和3年5月4日生まれ)

好きな食べ物 ぶどう、ふりかけごはん
好きなあそび じてんしゃ、おままごと

「お姉ちゃんだから!」が増えてきて、色々なことができるようになったね!
これからも毎日ニコニコ笑顔のあかりでいてね。

さとう きょうたろう・みさき

図書室だより

☎4-2511内線519

※ご利用いただける時間は午前10時～午後6時です。

※3日（金）～6日（月）は祝日のため休室します。

※図書室にある本や新しく入った本はご自宅のインターネットからも検索できます。

*アドレス <https://ilisod007.apsel.jp/lib-shimokawa/>



『おしごとそうだんセンター』



ヨシタケシンスケ／著
集英社

どんな仕事でも素敵だなと思わせてくれる、大人が楽しめる絵本です。



『図解でよくわかる 菌ちゃん農法』



吉田 俊道／著
家の光協会

土の中の糸状菌を活用する「菌ちゃん農法」の土づくり、野菜づくりのコツを豊富な写真とイラストで紹介しています。

『こんばんは こんにちは』



北村 人／作
福音館書店

おふろやバスタオル、パジャマや布団などが次々と呼びかけしてくれます。おやすみまでの時間が楽しくなります。こどものとも年少版5月号

この他にもたくさんあります。

児童書

一般書

戸籍の窓口（敬称略）

（3月16日～4月15日受付）

ご結婚おめでとーございます

新住所 氏名 住所

旭町 旭町
（平木村） 杏達奈也 旭町

お悔み申し上げます

住所 氏名 年齢
緑町 梅坪龍雄 88歳
上名寄 後藤勝男 80歳

皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。（敬称略）
（3月16日～4月15日受領分）

・社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して

名寄市 穴戸等（亡義母）
緑町 梅坪セツ子（亡夫）

編集後記

5月になり、春の暖かくて心地よい風が吹き始めています。新年度を迎え、皆さんいかがお過ごしでしょうか？ 今年度も広報を担当することにになりました笹岡です。引き続き、読みやすい広報紙の作成に努めますのでどうぞよろしくお願い致します。

さて、先月は町内の各学校やこども園で入学式・入園式が行われました。ご入学・ご入園された皆さん、おめでとーございます。少し緊張されつつも、堂々と入場する姿がとても頼もしく見えました。慣れない環境に身を置くことはとても大変なことですので無理をしすぎない程度に頑張ってください。

また、19日には万里長城祭が開催される予定です。昨年は雨天の影響で開催できませんでしたので今年は無事に開催されることを願っています。

広報しもかわり月号を最後までお読みいただきありがとうございます。6月号もお楽しみに！

（笹岡）

2024年3月末現在

人の動き（ ）は前月比

■人口	2,859	（-60）
男	1,366	（-35）
女	1,493	（-25）
■世帯	1,605	（-22）
出生	0	死亡 5
転入	14	転出 69

交通事故死ゼロ日数
3216日

まちのカレンダー

- ◎日程や場所などが変更になる場合があります。
- ご利用、お申込みの際は、必ず担当にご確認ください。
- ◎紙面の都合上行事や施設の名称を省略しています。
- ◎会議は一般の人が傍聴できるものを掲載しています。
- ◎町立病院夜間診療：受付は18:30までです。

- ◎あそびの広場：就学前の乳幼児と保護者の交流の場です。
- ◎0歳児あそびの広場：0歳児と保護者の交流の場です。
- ※いずれも場所は認定こども園「こどものもり」です。



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
5 5	6	7 乳幼児予防接種 13:00 春の清掃美化運動 (5/12まで)	8 0歳児あそびの広場 10:00	9 あそびの広場 10:00 町立病院夜間診療	10 乳児相談 (9～10か月児)9:30	11
12 中学校開校記念日	13 歯の相談 15:00	14 乳幼児予防接種 13:00	15	16 あそびの広場 10:00	17	18 植樹祭 9:30
19 第36回 しもかわ万里長城 クロスカントリー大会	20 五味温泉休館日	21 乳幼児予防接種 13:00	22 0歳児あそびの広場 10:00	23 あそびの広場 10:00 町立病院夜間診療	24	25 胃・肺・大腸がん検診 特定健診、ハピネス健診 後期高齢者健診、エキノ コックス症検診 6:00 中学校体育祭
26 胃・肺・大腸がん検診 特定健診・ハピネス健診 後期高齢者健診・エキ ノコックス症検診 6:00 狂犬病予防注射 9:00 (5/28まで)	27	28 乳幼児予防接種 13:00	29 1歳6か月児健診 13:15 フッ素塗布 11:00	30 あそびの広場 10:00	31 献血 9:00 固定資産税第1期納期限 軽自動車税 納期限	1 小学校運動会
2 ウェルカムベビークラス 10:00	3	4 乳幼児予防接種 13:00	5 乳児相談(6～7か月児) 9:30	6 あそびの広場 10:00	7	8 6